

## 第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 「無線局」の定義として、電波法（第2条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 2 「無線局」とは、電波を利用して、符号、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 3 「無線局」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A-2 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者として、電波法（第5条）に規定されているものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 2 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
- 3 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者
- 4 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

A-3 アマチュア無線局の落成後の検査に関する記述として、電波法（第10条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行う検査を受け、その検査の結果を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備について検査を受けなければならない。

A-4 アマチュア無線局の無線設備の設置場所の変更及び無線設備の変更の工事に関する記述として、電波法（第17条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、無線設備の設置場所を変更したときは、総務大臣に届け出なければならない。
- 2 免許人は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 3 免許人は、無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしたときは、その無線設備について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者の検査を受けなければならない。
- 4 免許人は、無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項に限る。）をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。この場合において、無線設備の変更の工事は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。

A-5 電波の質に関する記述として、電波法（第28条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 送信設備に使用する電波の変調度及び周波数の安定度、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 2 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 3 送信設備に使用する電波の周波数の偏差、空中線電力の偏差等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- 4 送信設備に使用する電波の変調度及び周波数の安定度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

A-6 用語の定義として、電波法施行規則（第2条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の0.5パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等0.5パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。
- 2 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の上限又は下限の周波数の特性周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の割当周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百分率又はキロヘルツで表す。
- 3 「割当周波数」とは、与えられた発射において容易に測定することのできる周波数をいう。
- 4 「特性周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の上限又は下限の周波数をいう。

A-7 無線設備の安全施設に関する記述として、電波法施行規則（第21条の2、第22条、第25条及び第26条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 2 高圧電気（注）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。以下同じ。

- 3 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の各号の場合は、この限りでない。
  - (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
  - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 4 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。

A-8 送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子の条件に関する記述として、無線設備規則（第16条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであり、恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。
- 2 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、総務大臣が別に定める試験用の水晶発振回路により少なくとも6時間動作させて発振周波数が安定していることが確認されているものであること。
- 3 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、総務大臣が別に定める試験用の水晶発振回路により動作させて発振周波数がその許容偏差内にあることが確認されているものであること。
- 4 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、発振周波数が当該送信装置の製造業者又は輸入業者の技術基準適合自己確認によりあらかじめ確認されているものであること。

A-9 次の記述は、アマチュア無線局の運用等について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合には、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
  - (1) 免許状に  B であること。
  - (2) 通信を行うため  C であること。
- ③  D の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	無線設備	記載されたもの	必要最小のもの	①又は②の(1)
2	無線設備	記載されたものの範囲内	十分なもの	①又は②の(2)
3	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	必要最小のもの	①又は②の(1)
4	無線設備の設置場所	記載されたもの	十分なもの	①又は②の(2)

A-10 無線局における呼出しの中止に関する記述として、無線局運用規則（第22条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しに使用した電波の周波数を変更しなければならない。
- 2 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその混信の程度を確認しなければならない。
- 3 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその空中線電力を低減しなければならない。
- 4 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。

A-11 無線局における混信等の防止に関する記述として、電波法（第56条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、総務省令で定める無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、重要無線通信を行う無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A-12 欧文によるモールス無線通信において使用する「送信の終了符号」を示す略符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 . - . - .
- 2 . - . . .
- 3 - . . . -
- 4 - . . . - . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。



A-18 社団（公益社団法人を除く。）であるアマチュア局の免許人が総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対して行わなければならない手続に関する記述として、電波法施行規則（第43条の4）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その構成員を変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。
- 2 免許人は、その構成員を変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。
- 3 免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長の許可を受けなければならない。
- 4 免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出なければならない。

A-19 次の記述は、無線局の免許状の備付け等について述べたものである。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許状は、Aの見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- ② 移動するアマチュア局（人工衛星に開設するものを除く。）にあつては、①の規定にかかわらず、そのBに免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する証票を備え付けなければならない。

A	B
1 主たる送信装置のある場所	免許人の居所
2 主たる送信装置のある場所	無線設備の常置場所
3 無線局を運用する場所	無線設備の常置場所
4 無線局を運用する場所	免許人の居所

A-20 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付について述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号のには、同じ字句が入るものとする。

無線従事者は、Aに変更を生じたとき又は免許証をBのために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真（注）C

注 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦30ミリメートル、横24ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとす。

- (3) Aの変更の事実を証する書類（Aに変更を生じたときに限る。）

A	B	C
1 住所	失った	1枚
2 住所	汚し、破り、若しくは失った	2枚
3 氏名	失った	2枚
4 氏名	汚し、破り、若しくは失った	1枚

A-21 無線局からの混信を防止するための措置として、無線通信規則（第15条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 2 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 3 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- 4 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。

A-22 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の  A 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ② アマチュア局は、その伝送中  B 自局の呼出符号を伝送しなければならない。
- ③ 主管庁は、 C にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

	A	B	C
1	すべての	短い間隔で	災害救助時
2	すべての	30分を標準として	緊急時
3	技術特性に関する	短い間隔で	緊急時
4	技術特性に関する	30分を標準として	災害救助時

A-23 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたとしとるべき措置に関する記述として、無線通信規則（第15条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたとした検査官は、その旨をその検査官の属する国の主管庁に報告する。
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めたとした局は、その旨をその違反をした局の属する国の主管庁に報告する。
- 3 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めたとした主管庁からこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。
- 4 主管庁がその権限に基づく局によって、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（無線局からの混信）15.1）の違反が行われたことを知った場合には、その事実を確認して必要な措置をとる。

A-24 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 A されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 B に限って、 C の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

	A	B	C
1	意味を隠すために暗号化	緊急時及び災害救助時	第三者のために国際通信
2	意味を隠すために暗号化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合	アマチュア局以外の局との国際通信
3	伝送能率を高めるために高速化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合	第三者のために国際通信
4	伝送能率を高めるために高速化	緊急時及び災害救助時	アマチュア局以外の局との国際通信

B-1 無線局の免許状の訂正に関する記述として、無線局免許手続規則（第22条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、氏名に変更を生じたときは、免許状に記載された氏名を訂正し、その写しに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出るものとする。
- イ 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- ウ 免許人から免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- エ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人からの免許状の訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。
- オ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、旧免許状を廃棄しなければならない。

B-2 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の  以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。
- (1)  周波数の電波を利用するもの
  - (2) 空中線電力  以下のもの
  - (3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
  - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
  - (5) アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の  を  以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

- |   |               |   |       |   |       |   |      |    |            |
|---|---------------|---|-------|---|-------|---|------|----|------------|
| 1 | 26.175MHzを超える | 2 | 割当周波数 | 3 | 10ワット | 4 | 4分の1 | 5  | 0.05パーセント  |
| 6 | 26.175MHz以下の  | 7 | 特性周波数 | 8 | 50ワット | 9 | 2分の1 | 10 | 0.025パーセント |

B-3 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する記述として、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条並びに別表第4号）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「呼出しを反復してください」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。

B-4 無線局の無線設備が技術基準に適合していないと認める場合に総務大臣が行う措置に関する記述として、電波法（第71条の5）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局に対して電波の発射の停止を命ずることができる。
- イ 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、その職員を当該無線設備を使用する無線局に派遣し、当該無線設備を検査させることができる。
- ウ 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- エ 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者を当該無線設備を使用する無線局に派遣し、当該無線設備を検査させることができる。
- オ 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**B-5** 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

字句	モールス符号
ア BRAVO	— . . . .    . — — .    — .    . . . . —    — — —
イ CHARLIE	— . — .    . . . .    — .    . — — .    . — .    .    . .
ウ NOVEMBER	— .    — — —    . . . . —    .    — —    — . . . .    .    . — .
エ WHISKEY	. — —    . . . .    . .    . . . .    — . —    .    — . — —
オ XRAY	— — . .    . — . .    — .    — — . —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

**B-6** 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、 に従い、 を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、 に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- |                                  |                                      |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| <b>1</b> その属する国の法令に従って発給し、又は承認した | <b>2</b> 無線通信規則に従って発給する              |
| <b>3</b> 設置し、又は運用する              | <b>4</b> 無線設備を所有する                   |
| <b>5</b> その属する国の法令               | <b>6</b> 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 |
| <b>7</b> 電気通信の秘密                 | <b>8</b> 無線通信の規律                     |
| <b>9</b> 利害関係者                   | <b>10</b> 第三者                        |